株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月十三日までに当社の株主名簿管理人にご提出ください。

平成二十一年十二月十一日

京都市下京区五条通烏丸西入醍醐町二八四番地　株式会社ワイエムシィ

代表取締役会長兼社長　山村　隆治

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都港区芝三丁目三三番一号

中央三井信託銀行株式会社本店

限定承認公告

本籍北海道北見市北進町一丁目一〇番、最後の住所千葉県船橋市本中山七丁目一二番一号　すばる二〇一号　被相続人　亡　近藤　光隆

右被相続人は平成二十一年四月十八日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月一日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

北海道旭川市豊岡五条四丁目二番一四号　ハーモニー豊岡四〇五号

相続財産管理人　近藤　清隆

限定承認公告

本籍新潟県長岡市城内町三丁目五番地一、最後の住所新潟市東区河渡二丁目四番四号

被相続人　亡　近藤　杉成

右被相続人は平成二十一年八月二十八日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月三十日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

新潟市東区河渡二丁目四番四号

相続財産管理人　近藤　浩子

限定承認公告

本籍長野市三輪八丁目一四八番地、最後の住所長野市豊野町石六七九番地四七市営美濃和田団地一〇六号　被相続人　亡　中澤ミノル

右被相続人は平成二十一年九月一日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月三日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

長野市三輪九丁目三二番一四―一〇三号

相続財産管理人　中澤　和幸

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市室川町五番、最後の住所兵庫県西宮市鳴尾町二丁目二〇番二一の二〇七号

被相続人　亡　阿部昭一郎

右被相続人は平成二十一年五月二十五日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

兵庫県西宮市鳴尾町二丁目二〇番二一の二〇七号　相続財産管理人　阿部　説子

限定承認公告

本籍岡山市北区矢坂東町二五一四番地、最後の住所岡山市北区西古松西町五番一五―一一〇二号

被相続人　亡　戸部　正昭

右被相続人は平成二十一年九月二十日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月二日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

岡山市北区矢坂東町九番三号

限定承認者　戸部喜美恵

連絡先岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル三階　代理人　弁護士　三宅　克仁

取得条項付新株予約権の取得日の通知公告

当社は、平成二十一年十二月二十八日をもって、当社の取得条項付新株予約権である第一回新株予約権の全部を取得することにいたしましたので公告します。

平成二十一年十二月十一日

東京都中央区京橋二丁目八番五号

東洋キャピタル株式会社

代表取締役　栗栖　伸明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の全会一致の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月十二日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、平成二十二年一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十二月十一日

東京都千代田区一番町六番地相模屋本社ビル

株式会社イメリスミネラルズ・ジャパン

代表取締役　中村　徹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金一億二千三百五十万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年一月十四日であり、取締役の決定は、平成二十一年十二月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月二十三日付官報の号外第八十七号八十五頁に掲載されています。

平成二十一年十二月十一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

乃木坂ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

正　誤

平成二十一年十一月十八日法務省告示第五百三十四号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

三ページ二段六行目から九行目までを削除する。

平成二十一年九月一日外務省告示第四百六十二号（基礎教育機会改善計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

四ページ一段八行目は次のとおりの誤り。

3　贈与の供与期限　平成二十三年二月二十八日まで

4　署名者

ページ	段	行	誤	正
四〇	上	一〇～九（終りから）	吉川南三丁目	古川南三丁目、古川西三丁目

平成二十一年十一月二十日掲載の大阪地方裁判所に係る平成二十一年（フ）第八四一八号破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中

（原稿誤り）

一五	四	終りから八	債務者　顧金英子　中本英子	債務者　中本英子　顧金英

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十一日付第二六〇号
府調達第二二八号一一二ペ

六四ページ●同日付第二六一号九六ページ●同日付政一ジ●十一月十七日付衆会第四号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）